

しょうがい ひ と ひ と  
障害のある人もない人も  
と も あ ゆ しあわ く  
共に歩み幸せに暮らすための  
いばらきけん じょうれい  
茨城県づくり条例  
せ こう  
が施行されました

へいせい ねん がつ にちせこう  
平成27年4月1日施行

さべつ かいしょう きほんりねん さだ しょうがい うむ わ へだ  
差別を解消するための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てら  
だれ こじん そんげんおよ けんり そんちよう す ちいき  
れることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で  
しゃかい こうせい いちいん と も あゆ しあわ く しゃかい  
社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の  
じつげん めざ  
実現を目指します。

けんみん じぎょうしゃ やくわりとう  
県民・事業者の役割等

- しょうがいしゃ たい さべつ おこな  
障害者に対する差別を行ってはなりません。
- やくわり つぎ つと  
役割として、次のことに努めなければなりません。
  - ・ しょうがい ちいき いちいん  
障害のある人が、地域の一員としてさま  
かつどう さんか しえん  
ざまな活動に参加できるよう、支援すること
  - ・ しょうがい りかい ふか さべつ かいしょう  
障害についての理解を深め、差別を解消すること
  - ・ しょうがい ひととう しゅうい きが しえん もと しゃかい  
障害のある人等が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会  
かんきょう じつげん  
環境を実現すること



茨 城 県

さべつ  
【差別とは】

しょうがい りゆう しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつか  
障害を理由に、障害のない人と不当な差別的取扱いをして、  
けんりりえき しんがい  
権利利益を侵害すること。

しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ごうりてきはいりよ  
社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないこと。

しゃかいてきしょうへき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい  
「社会的障壁」……日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に  
おける事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの  
ごうりてきはいりよ しょうがい ひと じっしつてき どうとう せいかつ いとな もと  
「合理的配慮」……障害のない人と実質的に同等の生活を営むために、求めに  
応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと。  
ふたん かじゅう のぞ  
(負担が過重になるものを除く。)

じょうれい せこう  
条例の施行により

- しょうがいしゃ さべつ う ばあい  
障害者が差別を受けた場合には、  
せんもん まどぐち そうだん おこな  
専門の窓口において相談を行うことができます。



しょうがいしゃ さべつ そうだんしつ  
【障害者差別相談室】

そうだんでんわ  
相談電話 TEL029-246-6049 ・ FAX029-246-6048

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ じ じ  
受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時

ば しょ いばらきけんそうごうふくしかいかん かい みと しせんばちょう  
場 所 茨城県総合福祉会館2階（水戸市千波町1918）

- さべつ う しょうがいしゃ かぞくとう さべつ かいしょう  
差別を受けた障害者やその家族等が、その差別を解消するための  
じよげん ちじ もと  
助言やあつせんを知事に求めることができます。
- ちじ きょうぎかい せっち さべつかいしょう とりくみ こうかてき えんかつ  
知事は協議会を設置し、差別解消の取組などが効果的かつ円滑に  
おこな  
行われるようにします。

いばらきけんほけんふくしぶしょうがいふくしか  
茨城県 保健福祉部 障害福祉課

みとしかさはらちょう  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6